

資料編

- 1 環境審議会**
- 2 浦安市環境基本条例**
- 3 浦安市環境保全条例**
- 4 浦安市環境審議會規則**
- 5 用語解説**

1 環境審議会

●浦安市環境基本計画の推進体制

■浦安市環境審議会委員

平成 30 年 12 月現在

	役 職	氏 名	任 期
市 民	委 員	石川 正純	平成 30 年 8 月 1 日～平成 32 年 7 月 31 日
	委 員	今福 芳明	平成 30 年 8 月 1 日～平成 32 年 7 月 31 日
	委 員	佐野 速雄	平成 30 年 8 月 1 日～平成 32 年 7 月 31 日
	委 員	島野 圭司	平成 30 年 8 月 1 日～平成 32 年 7 月 31 日
	委 員	横谷 弘子	平成 30 年 8 月 1 日～平成 32 年 7 月 31 日

	役 職	氏 名	任 期
学 識 経 験 者	会 長	奥 真美	平成 30 年 8 月 1 日～平成 32 年 7 月 31 日
	委 員	志々目 友博	平成 30 年 8 月 1 日～平成 32 年 7 月 31 日
	委 員	中川 直子	平成 30 年 8 月 1 日～平成 32 年 7 月 31 日
	委 員	浜島 裕美	平成 30 年 8 月 1 日～平成 32 年 7 月 31 日
	副会長	宮川 正孝	平成 30 年 8 月 1 日～平成 32 年 7 月 31 日

	役 職	氏 名	任 期
事 業 者	委 員	大塚 靖	平成 30 年 8 月 1 日～平成 32 年 7 月 31 日
	委 員	川嶋 さゆり	平成 30 年 8 月 1 日～平成 32 年 7 月 31 日
	委 員	東郷 進一	平成 30 年 8 月 1 日～平成 32 年 7 月 31 日
	委 員	福田 正章	平成 30 年 8 月 1 日～平成 32 年 7 月 31 日
	委 員	六井 元一	平成 30 年 8 月 1 日～平成 32 年 7 月 31 日

2 浦安市環境基本条例

浦安市環境基本条例

平成 15 年 10 月 1 日 条例第 31 号

目次

前文
第1章 総則(第1条—第7条)
第2章 環境の保全に関する基本的施策
第1節 施策の策定等に係る基本方針(第8条)
第2節 施策の策定等に当たっての措置(第9条)
第3節 環境基本計画等(第10条・第11条)
第4節 環境の保全に関する施策等(第12条—第25条)
第3章 地球環境の保全に関する施策(第26条)
第4章 浦安市環境審議会(第27条—第29条)
附則

浦安は、三方を海と川に囲まれ、長年にわたり、恵まれた自然の下で漁業を中心として栄え、独自の生活や地域文化を培ってきた。しかし、その後の海面の埋立てや交通機関の整備などにより、まちは大きく変貌し、他に例をみないほどの発展を遂げている。

私たちはこれまで、製紙工場による悪水放流事件における抗議行動など、浦安の良好な環境を守るために力を合わせてきた。

しかし一方では、今日、自らを省みると、生活の便利さや物質的な豊かさを求めて、資源やエネルギーを大量に消費する生活を続けている。このような私たちの生活は、身近な自然の減少や大気汚染、水質汚濁等の公害の拡大、廃棄物の増加などによる環境問題を発生させ、さらには人類の存在基盤である地球自体の環境を脅かすに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境の恩恵を享受できるようにするとともに、人類の存在基盤である環境を将来に引き継ぐ責務を有していることを深く自覚しなければならない。さらには、先人たちの知恵や経験を受け継ぎながら、すべての者がそれぞれの責務を積極的に果たし、自ら参加し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会を協働して形成しなければならない。

このような認識の下、私たちは、英知と総力を結集して、人と自然とが共生する水と緑で囲まれた快適な環境都市としての浦安を創り上げ、その環境の保全を推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全(良好な自然環境が回復する条件の創出及び良好な生活環境の創出を含む。以下同じ。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 滞在者等 市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を確保するとともにこれが将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、すべての者が、それぞれの立場に応じた役割分担の下に、環境への負荷をできる限り低減すること及び持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。
- 3 環境の保全は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、人と自然とが共生していくことを旨とし、海と川に接した特性を生かして自然と文化の調和のとれた快適な環境を実現していくように行われなければならない。
- 4 環境の保全は、地域における日常生活や事業活動が地球全体の環境と深くかかわっていることを認識して、地球環境の保全に資するように行われなければならない。
- 5 環境の保全は、すべての者が、それぞれの責務を自覚し、協働して行われなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める環境の保全に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、自らの事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。
 - 3 市は、環境の保全のために広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その施策の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
 - 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
 - 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者等の責務)

- 第7条 滞在者等は、基本理念にのっとり、その滞在又は通過に伴う環境への負荷を低減し、及び市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策**第1節 施策の策定等に係る基本方針****(施策の基本方針)**

- 第8条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。
- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
 - (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、本市の多様な自然環境が体系的に保全されること。
 - (3) 市民と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
 - (4) 潤いと安らぎのある都市空間の形成、人にやさしい施設の整備、歴史的文化的資源の保全及び活用がされること。
 - (5) 環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用、廃棄物の減量等が図られること。
 - (6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する取組がされること。

第2節 施策の策定等に当たっての措置

- 第9条 市は、すべての施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第3節 環境基本計画等**(環境基本計画の策定)**

- 第10条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及びこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、浦安市環境審議会の意見を聴かなければならない。
 - 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
 - 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第4節 環境の保全に関する施策等

(環境基本計画との整合)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の推進)

第13条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、事前に環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制等)

第14条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために、必要な規制、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境保全協定)

第15条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業者と環境の保全に関する必要な協定を締結するよう努めるものとする。

(経済的措置)

第16条 市は、市民等が自ら行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に資する活動を促進するため、必要かつ適正な助成その他の経済的措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この項において「負荷活動」という。)を行う者を自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的としてその者に対して適正な経済的負担を求める措置についての調査及び研究を行い、その措置が特に必要であるときは、市民等の理解の下に、その措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第17条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進等)

第18条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興等)

第19条 市は、環境の保全について、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、市民等が環境の保全についての理解を深めるとともに、市民等の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動を促進するための措置)

第20条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第21条 市は、第19条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第22条 市は、環境の保全に関する施策の策定に当たっては、市民等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第23条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第24条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第25条 市は、環境の保全に関する施策の総合的な調整及び計画的な推進を図るために必要な体制の整備に努めるものとする。

第3章 地球環境の保全に関する施策

(地球環境の保全に資する施策)

第26条 市は、市民等と連携して地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及びその他の関係団体と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 浦安市環境審議会

(設置)

第27条 本市に、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、浦安市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第28条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 第10条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による環境基本計画に関する事項
- (2) 環境の保全に関する基本的事項及び重要事項

2 審議会は、前項の規定により調査審議するほか、環境の保全に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第29条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、当然退職するものとする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(浦安市環境審議会条例の廃止)

2 浦安市環境審議会条例(昭和47年条例第11号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際に前項の規定による廃止前の浦安市環境審議会条例(以下この項において「旧審議会条例」という。)第3条第1項の規定により委嘱された浦安市環境審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、第29条第2項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における旧審議会条例第3条第1項の規定により委嘱された旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行前に旧審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審議会がした調査審議の手続は審議会がした調査審議の手続とみなす。

(審議会の委員の任期の特例)

5 平成25年度において委嘱される審議会の委員の任期は、第29条第3項の規定にかかわらず、平成26年7月31日までとする。

(平25条例16・一部改正)

附則(平成25年3月29日条例第16号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

3 浦安市環境保全条例

浦安市環境保全条例

平成 20 年 12 月 25 日 条例第 36 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 環境の保全に関する施策(第 4 条—第 9 条)
- 第 3 章 公害の防止
 - 第 1 節 ばい煙等に関する規制等(第 10 条—第 23 条)
 - 第 2 節 騒音又は振動に関する規制等
 - 第 1 款 騒音等特定施設及び特定作業(第 24 条—第 35 条)
 - 第 2 款 特定建設作業(第 36 条—第 38 条)
 - 第 3 款 拡声機の使用及び夜間の飲食店営業等(第 39 条—第 43 条)
 - 第 3 節 自動車の排出ガス等に関する規制等(第 44 条—第 46 条)
 - 第 4 節 地盤の沈下等に関する規制(第 47 条—第 57 条)
- 第 4 章 良好的な生活環境の保持等(第 58 条—第 62 条)
- 第 5 章 地球環境の保全(第 63 条—第 66 条)
- 第 6 章 雜則(第 67 条—第 70 条)
- 第 7 章 罰則(第 71 条—第 74 条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、浦安市環境基本条例(平成15年条例第31号)の本旨にのっとり、環境の保全に関し市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制その他の措置を講ずることにより、環境の保全を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 浦安市環境基本条例第2条第1号に規定する環境への負荷をいう。
- (2) 地球環境の保全 浦安市環境基本条例第2条第2号に規定する地球環境の保全をいう。
- (3) 公害 浦安市環境基本条例第2条第3号に規定する公害をいう。
- (4) 滞在者等 浦安市環境基本条例第2条第4号に規定する滞在者等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、浦安市環境基本条例の例による。

(責務)

第3条 市、事業者、市民及び滞在者等は、浦安市環境基本条例第3条に定める環境の保全に関する基本理念にのっとり、環境の保全が図られるように、それぞれの立場において、同条例第4条から第7条までに規定する責務を果たさなければならない。

第2章 環境の保全に関する施策

(大気の保全のための施策)

第4条 市は、自然エネルギー(太陽光、太陽熱、バイオマス(動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。)を利用して得ることのできるエネルギーその他環境の保全上の支障を生じさせないエネルギーをいう。以下同じ。)の活用及びエネルギーの使用の合理化(一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために徹底的な効率の向上を図ることをいう。以下同じ。)に関する知識の普及及び啓発その他の大気の保全に係る施策を実施するものとする。

(公共用水域の水質の保全のための施策)

第5条 市は、生活排水(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第8項に規定する生活排水をいう。以下同じ。)その他の排水による公共用水域(同条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)の水質の汚濁の防止に関する知識の普及及び啓発その他の公共用水域の水質の保全に係る施策を実施するものとする。

(地盤の沈下等の防止のための施策)

第6条 市は、地盤の沈下、地下水位の著しい低下、土壤の汚染及び地下水の汚染の防止に関する知識の普及及び啓発その他の地盤の沈下、地下水位の著しい低下、土壤の汚染及び地下水の汚染の防止に係る施策を実施するものとする。

(騒音等の防止のための施策)

第7条 市は、騒音、振動及び悪臭の防止に関する知識の普及及び啓発その他の騒音、振動及び悪臭の防止に係る施策を実施するものとする。

(航空機騒音の調査及び公表)

第8条 市長は、航空機の騒音の防止に資するため、必要に応じ航空機の騒音の状況を調査し、その結果を公表するものとする。

(自動車の使用に伴う公害の防止のための施策)

第9条 市は、環境への負荷がより少ない自動車への転換の促進、自動車の使用的合理化の促進、道路環境の改善並びにこれらに関する知識の普及及び啓発その他の自動車の使用に伴う公害の防止に係る施策を実施するものとする。

第3章 公害の防止

第1節 ばい煙等に関する規制等

(定義)

第10条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ばい煙 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第1項に規定するばい煙をいう。
- (2) 粉じん 大気汚染防止法第2条第8項に規定する粉じんをいう。
- (3) ばい煙特定施設 工場又は事業場(以下「工場等」という。)に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、当該施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるものであつて規則で定めるものをいう。
- (4) 規制基準 ばい煙特定施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙の量の許容限度をいう。

(規制基準)

第11条 市長は、規制基準を規則で定めるものとする。

2 市長は、規制基準を定めようとするときは、浦安市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聽かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第12条 ばい煙特定施設を設置している者は、当該ばい煙特定施設に係る規制基準を遵守しなければならない。

(ばい煙特定施設の設置の届出)

第13条 ばい煙特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) ばい煙特定施設の種類
- (4) ばい煙特定施設の構造
- (5) ばい煙特定施設の使用の方法
- (6) ばい煙の処理の方法
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該ばい煙特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第14条 一の施設がばい煙特定施設となった際にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設がばい煙特定施設となった日の翌日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(ばい煙特定施設の変更等の届出)

第15条 第13条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第13条第1項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告)

第16条 市長は、第13条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係るばい煙特定施設において発生するばい煙の量が規制基準に適合しないことによりそのばい煙特定施設の設置に係る工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出があった日の翌日から起算して60日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、ばい煙特定施設の構造若しくは使用の方法又はばい煙の処理の方法に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

第17条 第13条第1項に規定するばい煙特定施設を設置しようとする者又は第15条第1項の規定により届け出なければならぬ事項の変更をしようとする者は、当該事項に係る届出をした日の翌日から起算して60日を経過した日以後でなければ、それぞれの届出に係るばい煙特定施設を設置し、又はばい煙特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法を変更してはならない。

2 市長は、第13条第1項又は第15条第1項の規定による届出に係る工場等の周辺の生活環境が損なわれないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第18条 第13条第1項又は第14条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第13条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係るばい煙特定施設の使用を廃止したときは、その変更の日又は廃止の日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第19条 第13条第1項又は第14条第1項の規定による届出をした者から、その届出に係るばい煙特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第13条第1項又は第14条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係るばい煙特定施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該ばい煙特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第13条第1項又は第14条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告、改善命令等)

第20条 市長は、ばい煙特定施設において発生するばい煙が規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺の生活環境が損なわれる認めるときは、当該ばい煙特定施設を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、ばい煙特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法を改善し、又はばい煙特定施設の使用の一時停止をすべきことを勧告することができる。

2 市長は、第16条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないでばい煙特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 前2項の規定は、第14条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係るばい煙特定施設については、同項に規定するばい煙特定施設となった日の翌日から起算して1年間は、適用しない。ただし、その者が第15条第1項の規定による届出をした場合において当該届出があつた日の翌日から起算して60日を経過したときは、この限りでない。

(事故時の措置等)

第21条 ばい煙特定施設を設置している者は、ばい煙特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙が大気中に排出されたことにより当該工場等の周辺の生活環境が損なわれるおそれがあるときは、直ちに、その事故についての応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。

2 前項の場合においては、ばい煙特定施設を設置している者は、直ちに、その事故の状況を市長に通報しなければならない。

3 市長は、第1項の事故に係るばい煙特定施設を設置している者が同項の応急の措置を講じていないと認めるときは、当該者に対し、期限を定めて、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(ばい煙の量の測定等)

第22条 ばい煙特定施設を設置している者は、当該ばい煙特定施設の排出口から大気中に排出されるばい煙の量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(粉じんの飛散の防止)

第23条 建築物の所有者又は占有者は、市民の健康に係る被害を防止するため、粉じんのうち規則で定めるものの飛散の防止のための措置を講じなければならない。

第2節 騒音又は振動に関する規制等

第1款 騒音等特定施設及び特定作業

(定義)

第24条 この款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 騒音等特定施設 工場等に設置される施設のうち、著しい騒音又は振動(以下「騒音等」という。)を発生させる施設であつて規則で定めるものをいう。
- (2) 特定作業 著しい騒音等を発生する作業のうち、業として行われる作業であつて規則で定めるものをいう。
- (3) 規制基準 騒音等特定施設を設置する工場等又は特定作業を行う工場等(以下「特定工場等」という。)において発生する騒音等の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

(規制基準)

第25条 市長は、規制基準を規則で定めるものとする。

2 市長は、規制基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第26条 特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(騒音等特定施設の設置の届出)

第27条 工場等(騒音等特定施設が設置されていないものに限る。)に騒音等特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)

(2) 工場等の名称及び所在地

(3) 騒音等特定施設の種類及び能力ごとの数

(4) 騒音等の防止の方法

(5) 騒音等特定施設の使用の方法

(6) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該騒音等特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(特定作業の実施の届出)

第28条 工場等(特定作業を行っていないものに限る。)において特定作業を行おうとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)

(2) 特定作業を行う場所

(3) 特定作業を行う期間及び時間

(4) 特定作業で使用する施設及びその能力ごとの数

(5) 騒音等の防止の方法

(6) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該特定作業に使用される施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第29条 一の施設が騒音等特定施設となった際に工場等(その施設以外の騒音等特定施設が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)又は一の作業が特定作業となった際に工場等(その作業以外の特定作業が行われていないものに限る。)においてその作業を行っている者(その作業の目的に係る施設の設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が騒音等特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日の翌日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、それぞれ第27条第1項各号又は前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 第27条第2項の規定は前項の規定による騒音等特定施設に係る届出について、前条第2項の規定は前項の規定による特定作業に係る届出について準用する。

(騒音等特定施設等の変更等の届出)

第30条 第27条第1項、第28条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第27条第1項第3号から第5号まで又は第28条第1項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、第27条第1項第3号若しくは第5号若しくは第28条第1項第3号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は第27条第1項第4号若しくは第28条第1項第4号若しくは第5号に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音等の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第27条第1項、第28条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、当該特定工場等に設置している騒音等特定施設以外の施設が騒音等特定施設となったとき、又は当該特定工場等で行っている特定作業以外の作業が特定作業となったときは、当該騒音等特定施設以外の施設が騒音等特定施設となった日又は当該特定作業以外の作業が特定作業となった日の翌日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、それぞれ第27条第1項各号又は第28条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

3 第27条第2項の規定は前2項の規定による騒音等特定施設に係る届出について、第28条第2項の規定は前2項の規定による特定作業に係る届出について準用する。

(計画変更勧告)

第31条 市長は、第27条第1項、第28条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音等が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれるると認めるときは、その届出があった日の翌日から起算して30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法、騒音等特定施設の使用の方法若しくは配置又は特定作業の作業時間に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

第32条 第27条第1項に規定する騒音等特定施設を設置しようとする者、第28条第1項に規定する特定作業を行おうとする者又は第30条第1項の規定により届け出なければならない事項の変更をしようとする者は、当該事項に係る届出をした日の翌日から起算して30日を経過した日以後でなければ、それぞれの届出に係る騒音等特定施設を設置し、特定作業を開始し、又は同項の規定により届け出なければならない事項を変更してはならない。

2 市長は、第27条第1項、第28条第1項又は第30条第1項の規定による届出に係る特定工場等の周辺の生活環境が損なわれないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第33条 第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第27条第1項第1号若しくは第2号若しくは第28条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する騒音等特定施設のすべての使用を廃止したとき、若しくは特定工場等で行う特定作業のすべてを行わなくなったときは、その変更の日又は廃止の日若しくは行わなくなった日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第34条 第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項の規定による届出をした者から、その届出に係る特定工場等に設置する騒音等特定施設又は特定工場等で行う特定作業に使用される施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該騒音等特定施設又は当該特定作業に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定工場等に設置する騒音等特定施設又は特定工場等で行う特定作業に使用される施設のすべてを承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該騒音等特定施設若しくは当該特定作業に使用される施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告、改善命令等)

第35条 市長は、特定工場等において発生する騒音等が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれる認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は騒音等特定施設の使用の方法若しくは配置若しくは特定作業の作業時間の変更をすべきことを勧告することができる。

2 市長は、第31条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音等特定施設を設置し、若しくは特定作業を行っているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 前2項の規定は、第29条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する騒音等特定施設となった日又は特定作業となった日の翌日から起算して1年間は、適用しない。ただし、その者が第30条第1項の規定による届出をした場合において当該届出があった日の翌日から起算して30日を経過したときは、この限りでない。

第2款 特定建設作業

(定義)

第36条 この款において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音等を発生する作業であって規則で定めるものをいう。

(特定建設作業の実施の届出)

第37条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始日の7日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)

(2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類

(3) 特定建設作業を行う場所及び期間

(4) 騒音等の防止の方法

(5) その他規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該特定建設作業を行う場所の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(改善勧告、改善命令等)

- 第38条 市長は、特定建設作業に伴って発生する騒音等が規則で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業を行う場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
 - 3 市長は、第1項の規則で定める基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第3款 拡声機の使用及び夜間の飲食店営業等

(拡声機の使用の規制)

- 第39条 拡声機を使用する者は、区域ごとの音量、使用禁止時間その他の事項について規則で定める基準(以下この款において「使用基準」という。)を遵守しなければならない。
- 2 前項の規定は、次に掲げる放送については、適用しない。
 - (1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動を行うためにする拡声機の使用
 - (2) 国又は地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用
 - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、専修学校若しくは各種学校又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設の行事を行うためにする拡声機の使用
 - (4) 公共輸送機関の業務のうち旅客等の安全な輸送を行うためにする拡声機の使用
 - (5) 災害、事故等における警戒活動若しくは救助活動又は防犯活動を行うためにする拡声機の使用
 - (6) 電気、ガス、水道又は電気通信の事業に関する緊急の広報活動を行うためにする拡声機の使用
 - (7) 祭礼、運動会等地域の慣習としての行事を行うためにする拡声機の使用
 - 3 市長は、使用基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(警告及び命令)

- 第40条 市長は、前条第1項の規定に違反して拡声機が使用されたことによりその周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、必要な警告を発し、又はその事態を除去するために必要な限度において、違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(飲食店営業等に係る騒音の規制等)

- 第41条 飲食店営業その他の規則で定める営業(以下「飲食店営業等」という。)を行う者は、飲食店営業等に係る夜間(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下同じ。)における騒音(音響機器音、楽器音その他客の出入りに伴う騒音を含む。次条において同じ。)の発生については、規則で定める基準を遵守しなければならない。
- 2 市長は、前項の規則で定める基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(改善勧告及び改善命令)

- 第42条 市長は、飲食店営業等に係る夜間における騒音が前条第1項の規則で定める基準に適合しないことにより当該騒音を発生する場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて、当該騒音の防止の方法の改善、当該営業の時間の制限その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで飲食店営業等を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(飲食店営業等に係る利用者の責務)

- 第43条 夜間において、飲食店営業等を行う場所を利用する者は、みだりに、付近の静穏を害する行為をしてはならない。

第3節 自動車の排出ガス等に関する規制等

(自動車の運転者等の義務等)

- 第44条 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(同条第3項に規定する原動機付自転車を含む。以下同じ。)を運転する者は、アイドリング・ストップ(自動車を駐車し、又は停車するときに、当該自動車の原動機を停止することをいう。以下同じ。)等をすることにより、自動車から発生する排出ガス及び騒音を最小限度にとどめるよう努めなければならない。
- 2 規則で定める規模以上の駐車場の設置者及び管理者は、当該駐車場を利用する者が駐車時にアイドリング・ストップをするよう周知しなければならない。
 - 3 自動車を使用し、又は所有する者(以下「使用者等」という。)は、自動車の必要な整備をすることにより、自動車から発生する排出ガス及び騒音を最小限度にとどめるよう努めなければならない。
 - 4 市長は、前3項に規定する者に対し、それぞれ当該各項の規定を遵守して当該各項に規定する行為を実施するた

めに必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

(自動車の使用抑制)

第45条 事業を営む使用者等は、合理的な運行管理、共同輸配送(事業者が共同して荷物等の輸送又は配達を行うことをいう。)の採用その他の輸送効率の向上等により、当該事業の用に供する自動車の走行量を抑制するよう努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、使用者等は、日常生活その他の活動において公共交通機関の利用等により、自動車の使用を抑制するよう努めなければならない。

(低公害車等の購入等)

第46条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、低公害車(窒素酸化物、粒子状物質等の排出がないか、又はその量が相当程度少ない自動車で規則で定めるものをいう。)又は排出ガスの発生量がより少ない自動車を購入し、又は優先して使用するよう努めなければならない。

第4節 地盤の沈下等に関する規制

(揚水施設の構造基準及び採取量の制限等)

第47条 何人も、市内において、地下水の利用を目的として、動力を用いて地下水を採取するための施設(以下「揚水施設」という。)を用いて地下水を採取しようとするときは、当該揚水施設の揚水機の吐出口の断面積(揚水機が複数あるときは、すべての揚水機の吐出口の断面積の合計。以下同じ。)の上限を21平方センチメートルとし、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える場合はストレーナーの位置を、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル以下の場合は揚水機の出力を規則で定める基準に適合させなければならない。

2 市内において、地下水の利用を目的として、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル以下の揚水施設を用いて地下水を採取する者は、規則で定める採取量を超えて地下水を採取してはならない。

3 次に掲げる揚水施設については、前2項の規定は、適用しない。

- (1) 温泉法(昭和23年法律第125号)第11条第1項の規定による許可が必要な揚水施設
- (2) 工業用水法(昭和31年法律第146号)第3条第1項の規定による許可が必要な揚水施設
- (3) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和37年法律第100号)第4条第1項の規定による許可が必要な揚水施設

(4) 千葉県環境保全条例(平成7年千葉県条例第3号)第39条第1項の規定による許可が必要な揚水施設

(5) 非常災害用等公益上必要と市長が認める揚水施設

(6) 特定の作業その他臨時的な用に供する揚水施設であって、市長が必要と認めるもの

4 市長は、第1項の規則で定める基準又は第2項の規則で定める採取量(以下「構造基準等」という。)を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(揚水施設の設置の届出)

第48条 市内において、揚水施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)
- (2) 扬水施設の設置の場所
- (3) 扬水機の出力及び揚水能力
- (4) 1日当たりの最大採取量及び月平均採取量
- (5) ストレーナーの位置及び吐出口の断面積
- (6) 地下水の用途
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該揚水施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第49条 構造基準等が変更された際に前条第1項の規定による届出がされている揚水施設であって、変更後の構造基準等に適合しないこととなるものがあるときは、市長が告示で指定する日から起算して1年を経過する日までの間に限り、当該揚水施設は、構造基準等に適合したものとみなす。

(揚水施設の変更の届出)

第50条 第48条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更勧告)

第51条 市長は、第48条第1項又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る揚水施設が構造基準等に適合しないときは、その届出があった日の翌日から起算して30日以内に限り、その届出をした者に対し、揚水施設が構造基準等に適合するよう揚水施設に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

- 第52条 第48条第1項に規定する揚水施設を設置しようとする者又は第50条の規定により届け出なければならない事項の変更をしようとする者は、これらの規定による届出をした日の翌日から起算して30日を経過した日以後でなければ、当該届出に係る揚水施設を設置し、又は同項第3号から第6号までに掲げる事項を変更してはならない。
- 2 市長は、第48条第1項又は第50条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名等の変更等の届出)

- 第53条 第48条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第48条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る揚水施設の使用を廃止したときは、その変更又は廃止の日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

- 第54条 第48条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る揚水施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該揚水施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。
- 2 第48条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る揚水施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該揚水施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により、第48条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令)

- 第55条 市長は、揚水施設が構造基準等に適合しないときは、当該揚水施設を設置している者に対し、期限を定めて、構造基準等に適合するよう当該揚水施設を変更すべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、第51条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで揚水施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従ないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(地下水の採取量の測定、記録及び報告)

- 第56条 市内において、揚水施設を設置している者のうち、規則で定める者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る揚水施設に係る地下水の採取量を測定し、その結果を記録するとともに、その内容を市長に報告しなければならない。

(地下水の採取量の減少勧告)

- 第57条 市長は、渇水等による地下水の著しい低下により地盤沈下の発生等生活環境に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、揚水施設により地下水を採取している者に対し、地下水の採取量を減少すべきことを勧告することができる。

第4章 良好的な生活環境の保持等

(近隣の生活環境への配慮)

- 第58条 市民は、日常生活に伴って発生する音、振動又はにおいにより近隣の生活環境を損なうことのないよう相互に配慮し合い、良好な生活環境の保持に自ら努めなければならない。
- 2 事業者は、自らの事業活動に伴って発生する音、振動又はにおいにより近隣の生活環境を損なってはならない。

(生活排水の排出における調理くずの適正な処理等)

- 第59条 市民及び滞在者等は、生活排水を排出するときは、調理くず、廃食油等の処理を適正に行うとともに、洗剤の使用に当たっては使用する量を少なくするなど、環境に配慮した使用に努めなければならない。

(資材等の崩落等の防止)

- 第60条 事業者は、その事業に使用する資機材又はその事業により生じた廃材等若しくは土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。)(以下「資材等」という。)が、他の場所に崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な措置を講じなければならない。
- 2 市長は、資材等が他の場所に崩落し、飛散し、若しくは流失し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずべきことを指導することができる。

(砂じんの飛散の防止)

- 第61条 土地の所有者又は占有者は、当該土地から砂じんを飛散させないように、へい、防じんカバー又は散水設備の設置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(投光器等の使用に当たっての市民生活への配慮)

- 第62条 何人も、投光器、サーチライト、スポットライト、レーザーその他これらに類する物を使用するときは、市民の生活環境を損なわないよう努めなければならない。

第5章 地球環境の保全

(地球環境の保全のための施策)

第63条 市は、地球環境の保全のため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 温室効果ガス(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。)の排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他の地球温暖化を防止するための施策
- (2) 資源又はエネルギーの消費の抑制又は循環的な利用のための施策
- (3) オゾン層の保護及び酸性雨の防止に関する知識の普及及び啓発を図るための施策

(自然エネルギーの優先的な導入等)

第64条 市、事業者及び市民は、地球温暖化の防止及びオゾン層の保護のため、その事業活動又は日常生活において、自然エネルギーの優先的な導入及びエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

(動植物の多様性の確保及び生態系の保全)

第65条 市は、事業者及び市民と協働し、陸域及び水域における動植物の多様性の確保及び生態系の保全に係る施策を実施するものとする。

- 2 事業者は、自ら又は市及び市民と協働し、陸域及び水域における動植物の多様性の確保及び生態系の保全に努めなければならない。
- 3 市民は、自ら又は市及び事業者と協働し、陸域及び水域における動植物の多様性の確保及び生態系の保全に努めなければならない。

(グリーン購入)

第66条 市は、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るために、グリーン購入(物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けるに当たり、その必要性を十分に考慮し、当該物品若しくは役務の環境情報(環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成16年法律第77号)第2条第2項に規定する環境情報をいう。以下同じ。)又は事業者に関する環境情報を勘案して行うことをいう。)に係る知識の普及及び啓発その他のグリーン購入を促進するための施策を実施するものとする。

- 2 市は、物品又は役務の調達に当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、積極的にグリーン購入を推進するものとする。
- 3 事業者及び市民は、グリーン購入に関し理解を深め、グリーン購入を行うよう努めなければならない。

第6章 雜則

(公害等に関する苦情の処理)

第67条 市長は、公害及び良好な生活環境を損なう行為に関する苦情について、市民の相談に応じ、かつ、適切に処理するものとする。

- 2 事業者は、その事業活動が原因となる公害及び良好な生活環境を損なう行為に関する苦情について、その責任において適切に処理しなければならない。

(公害に係る特別の措置の勧告)

第68条 市長は、事業者が事業活動に伴い公害を発生し、又は発生するおそれのある場合において、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(報告及び検査)

第69条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙特定施設(第10条第3号に規定するばい煙特定施設をいう。以下同じ。)を設置する者、騒音等特定施設(第24条第1号に規定する騒音等特定施設をいう。以下同じ。)を設置する者、特定作業(第24条第2号に規定する特定作業をいう。以下同じ。)を行う者、特定建設作業(第36条に規定する特定建設作業をいう。以下同じ。)を伴う建設工事を施工する者、拡声機を使用して放送を行う者、夜間に飲食店営業等を行う者若しくは揚水施設を設置する者に対し、ばい煙特定施設の状況、騒音等特定施設の状況、特定作業の状況、特定建設作業の状況、拡声機を使用して行う放送の状況、夜間の飲食店営業等の状況、揚水施設の設置若しくは地下水の採取の状況その他必要な事項の報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、ばい煙特定施設を設置する者のばい煙特定施設を設置する工場等、騒音等特定施設を設置する者の特定工場等、特定作業を行う者の特定工場等、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所、拡声機を使用して放送を行う者の放送を行う場所、夜間に飲食店営業等を行う者の飲食店営業等を行う場所若しくは揚水施設を設置する者の揚水施設を設置する場所に立ち入り、ばい煙特定施設の状況、騒音等特定施設の状況、特定作業の状況、特定建設作業の状況、拡声機を使用して行う放送の状況、夜間の飲食店営業等の状況、揚水施設の設置の状況若しくは地下水の採取の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規則への委任)

第70条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第71条 第20条第2項、第21条第3項、第35条第2項、第42条第2項又は第55条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第72条 第38条第2項又は第40条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第73条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第1項、第29条第1項、第30条第2項又は第37条第1項の規定による届出をしない者
- (2) 第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項、第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項若しくは第2項、第37条第1項、第48条第1項又は第50条の規定による届出について虚偽の届出をした者
- (3) 第17条第1項、第32条第1項又は第52条第1項の規定に違反した者
- (4) 第56条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第69条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第74条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に改正前の浦安市公害防止条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の浦安市環境保全条例の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。
- 3 改正後の第48条第1項の規定は、この条例の施行の際現に揚水施設を設置している者についても適用する。この場合において、同項中「設置しようとする者」とあるのは、「設置している者(設置の工事をしている者を含む。)」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定により適用される改正後の第48条第1項の規定による届出は、平成21年8月31日までに行わなければならない。
- 5 この条例の施行の際現に揚水施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)については、改正後の第47条第1項及び第2項、第55条並びに第56条の規定は、市長が告示で指定する日から起算して1年を経過するまでの間は、適用しない。
- 6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 浦安市環境審議会規則

浦安市環境審議会規則

平成15年12月26日 規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦安市環境基本条例(平成15年条例第31号)第29条第6項の規定により、浦安市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ互選により選出された委員が会長の職務を代理する。

(平26規則4・一部改正)

(会議)

第3条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

(参考意見の聴取等)

第4条 審議会において、必要があると認めたときは、市職員その他関係者の出席を求め、参考意見若しくは説明を聞き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(平19規則23・一部改正)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第23号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月10日規則第4号)

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第21号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

5 用語解説

【A~Z】

4 R	ごみの発生・排出抑制 (Refuse／リフューズ／断る、Reduce／リデュース／少なくする)、資源の再使用 (Reuse／リユース／再使用する)、再生利用 (Recycle／リサイクル／再生を利用する) の頭文字の 4 つの R。
B EMS	ビルエネルギー管理システム (Building Energy Management System) の略称。ビルなどの建物内で使用する電力使用量などを計測蓄積し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、空調・照明設備などの接続機器の制御やデマンドピークを抑制・制御する機能などを有するエネルギー管理システム。
B O D	生物化学的酸素要求量。水中の汚物を分解するために微生物が必要とする酸素の量のことで、値が大きいほど水質汚濁は著しい。
C A S B E E	建築環境総合性能評価システムの略称。建築物の環境性能を評価し格付けする手法で、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮、室内の快適性や景観への配慮なども含め、建物の品質を総合的に評価する。
C E M S	地域エネルギー管理システム (Cluster/Community Energy Management System) の略称。地域内の家庭や企業などのエネルギー需要に応じて発電及び蓄電の各種設備を制御し、地域全体のエネルギー需給を最適にするシステム。
C O D	化学的酸素要求量。化学的に酸化し、安定させるのに必要な酸素の量のことで、値が大きいほど水質汚濁は著しい。
D O	溶存酸素量。水に溶解している酸素の量のことで、水生生物の生息に必要であり、数値が大きいほど良好な環境であるといえる。
H E M S	家庭用エネルギー管理システム (Home Energy Management System) の略称。住宅内のエネルギー使用状況を見える化するとともに、住宅に設置されたエアコンや給湯器、照明などと、太陽光発電システムや家庭用燃料電池、電気を蓄える蓄電池やプラグインハイブリッド自動車・電気自動車などをつないで最適なエネルギー管理を行い、省エネルギーを実現するもの。
I P C C	気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change) の略称。各国の研究者が地球温暖化問題について議論を行う公式の場として、地球温暖化に関する科学的な知見の評価、温暖化の環境的・社会経済的影响の評価、今後の対策のあり方の 3 つの課題について検討している。
I S O 14001	国際標準化機構 (I S O) で制定した、環境マネジメントに関する一連の国際規格である I S O 14001 シリーズの中で、中核をなす規格が I S O 14001 である。I S O 14001 には、企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施するための仕組みが継続的に改善されるシステム (環境マネジメントシステム) を構築するための要求事項が規定されている。I S O 14001 に基づき環境配慮へ自主的・積極的に取り組んでいることを示すことが可能となる。
M E M S	マンションの建物内で使用する電力消費量などを計測蓄積し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、空調・照明設備などの接続機器の制御やデマンドピークを抑制・制御する機能などを有するエネルギー管理システム (Mansion Energy Management System)。

pg-TEQ/m ³	ダイオキシン類の濃度を表す単位として用いられる。pg（ピコグラム）は、一兆分の1gのこと、微量物質の重さの単位のひとつである。また、ダイオキシン類には多くの種類の物質があり、毒性もそれぞれ異なるため、毒性の最も強い2, 3, 6, 7-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算して表し、これを「毒性等価物量（TEQ）」という。
pH	水素イオン濃度指数。水（溶液）の酸性、アルカリ性の強さを示すもので、pH 7が中性、これより小さくなるほど酸性が強くなり、大きくなるほどアルカリ性が強くなる。
ppm	100万分の1を表す単位で、濃度や含有率を表す容量比、重量比のこと。1 ppmとは、大気汚染物質の濃度表示では大気1m ³ （立方メートル）中にその物質が1cm ³ （立方センチメートル）含まれていること、また、水質汚濁物質の濃度表示では水1kg中にその物質が1mg含まれていること。
SS	浮遊物質量。水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子状物質のこと、沈降性の少ない粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸、分解物、付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。
【ア行】	
アイドリングストップ	信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させること。こうした行動を推奨する運動をさす概念としても用いられる。エネルギー使用の低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制にも効果がある。
悪臭	悪臭とは、「人が感じる不快なにおい」をいう。「環境基本法」により、大気汚染や水質汚濁などと並んで典型七公害のひとつになっている。一般的には、嗅覚を通じて、気分を悪くさせたり、頭痛・食欲減退などを起こさせたりする原因となり、悪臭防止法で規制されている。
悪臭防止法	工場その他事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。
アスベスト	石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。軟らかく、耐熱・耐摩耗性にすぐれしており、セメントと混合するなどして建材など広範な分野で使われた。しかし、アスベストを吸い込むと肺がんや中皮腫などの健康被害を引き起こす恐れがあることから、現在は使用が規制されている。
アーバンリゾート（ゾーン）	都市近郊もしくは都市内に立地する、テーマパーク、ホテル、マリーナや複合型商業施設などで複合的に構成された保養、行楽地。アーバンリゾートゾーンは、舞浜二・三丁目の住宅地を除いた舞浜地区を指す。
一酸化炭素（CO）	燃料などの不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされている。COは血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害するなどの健康への影響のほか、温室効果のあるメタンの寿命を長くする。
一般廃棄物処理基本計画	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、長期的・総合的視点にたって一般廃棄物の処理を計画的に推進するための基本的事項について定めた計画。平成39年度を計画目標年度とし、平成29年3月に改定。
イベントごみ減量ガイドライン	イベントごみの減量と適正な出し方を推進するため、会場内で飲食物を扱うイベントを対象にしたガイドラインのこと。

インバータ	電力の周波数を変えることでモーターの回転数を制御する装置で、エレベーターをはじめ、家庭用エアコンや冷蔵庫にも用いられる技術である。モーターの回転数をきめこまやかに制御できるため、省エネルギーに効果を発揮する。
浦安エコカンパニー	本市における地球温暖化対策の一つとして、市内の事業者が事業活動において主体的に環境保全行動に取り組むための仕組みを制度化したもの。事業者は、1年目に環境保全行動に取り組むことを宣言し、宣言した項目を中心に環境保全行動を実践する。2年目以降も引き続き行動を継続する事業者を市が「浦安エコカンパニー」として認定、公表する。
浦安エコチャレンジ	子どもたちによる環境に配慮した行動を促進するため、小学生を対象にまとめた環境配慮指針。「エネルギーをうまく使おう」「ものを大切に使おう」「身近な自然を知ろう」「住みやすいまちにしよう」の4つのテーマごとに、チャレンジしてほしい行動メニューとワークシートなどをまとめた冊子として発行している。
浦安エコファミリー	環境を保全することの大切さを理解し、環境にやさしい行動を進める家族のこと。また、環境家計簿を活用して、家庭における環境にやさしい行動の効果を点検・評価し、行動を見直すことを促す仕組みを指す。
浦安市民の森	流域に住む浦安市民が、日ごろから恩恵を受けている水源林を上・下流域の共通財産として、市民の森林整備や森林体験などを通して、自然に対する理解や環境に対する意識を高めるため、群馬県高崎市倉渕町（旧：倉渕村）に平成18年に設置した。住民間の交流や、林間学校などの森林体験活動に活用している。
衛生害虫	吸血したり毒針・毒毛で刺したりして人間に害を与え、生活環境を悪化させ、伝染病などの病原を伝播・媒介する昆虫やダニ類。ノミ・シラミ・ブユ・ドクガ・スズメバチ・ハエ・ゴキブリ・ダニなど。
エコショップ	ごみ減量・再資源化などに取り組んでいる小売販売店を「エコショップ」として市が認定している。その取り組みを広く市民に周知することで「エコショップ」を支援、奨励している。
エコセメント	最終処分場への埋立量を減らすため、廃棄物処理の残渣をロックやセメントなどに資源化するもの。
エコドライブ	急発進や急加速、空ぶかしを避けるなど燃料の無駄の少ない運転を心がけることや、燃費のよい自動車の選択、相乗りの習慣など、省エネルギーと自動車排出ガス減少に役立つ運転のこと。
エコマーク	環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。ISOの規格（ISO14024）に則った日本唯一のタイプI環境ラベル制度で、消費者が環境によりよい商品を選択するときの基準となるよう導入され、平成2年2月にスタートした。
エネルギーの地産地消	地産地消は、農業分野において地域の产品を地域で消費することを指す言葉として使われ始めた用語である。エネルギーの地産地消は、東日本大震災後、省エネルギーや再生可能エネルギーへの注目が高まる中で使われることが多くなった言葉で、再生可能エネルギーをはじめとする多様なエネルギー源の最適な組み合わせを考え、地域でつくったエネルギーを地域内で消費するという考え方を表す。
エネルギーマネジメント	建物や地域のエネルギー供給や需要の状況を総合的に把握し、機器や設備の運転の効率化、エネルギー需給の調整などを行い、総合的に省エネルギーを実現すること。

おさんぽバス	バス交通の空白・不便地域における高齢者や主婦などの移動手段を確保することを目的に市が運行するコミュニティバス。
おでかけビーナス	市民のごみ減量・再資源化に対する意識啓発を目的に、市職員が市民の集まりに出かけて、ごみ減量・再資源化に関する話をし、普及・啓発を図る事業。
温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

【力行】

外来生物	国外や国内の他地域から人為的（意図的または非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育することとなる生物種。
合併浄化槽	生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽。
環境への負荷	人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。
環境マネジメントシステム	事業者などが環境に関する方針を自ら設定し、達成に向けて取り組んでいくための体制、手続き。国際標準化機構（ISO）が発行した ISO 14001に基づくものやEUのEMAS（Eco-management-and Auditing Scheme）に基づくものが代表的な事例である。
環境学習アドバイザー	地域団体や学校などが実施する研修会などで、講義や体験学習を行う派遣講師のこと。環境学習を推進するための取り組みとして、地域の人材が市民の目線で環境学習を補助する制度。
環境学習基本方針	家庭や地域、市民活動団体、学校、事業者、行政の連携と協働のもとで、環境学習に対する意識を高め、環境に配慮した行動の推進を図るために考え方と方向性を示すもの。平成22年3月策定。
環境基準	「環境基本法」に基づいて、大気汚染・水質汚濁・騒音などから人の健康を守り、生活環境を保全するために設けられた環境上の基準。
環境基本条例	環境への負荷が少ない持続可能な社会を形成するため、本市が平成15年10月に制定した条例。環境の保全（良好な自然環境が回復する条件の創出及び良好な生活環境の創出を含む。）について、基本理念を定め、市、事業者、市民及び滞在者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めている。平成16年4月1日施行。
環境基本法	環境保全に関する国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本を定め、これを総合的かつ計画的に推進する法的枠組みとして制定され、それまでの公害防止を中心とする日本の環境政策が大きく転換した。
環境共生都市ビジョン	震災で低下した都市ブランド回復・向上の方策であり、復興計画を補完するビジョン。環境・社会・経済の3つの側面をバランス良く発展させ、将来にわたって都市の持続可能性を高く維持することを目指したもの。平成25年10月策定。

環境配慮指針 －市の事務事業編・ 公共施設の運用編－	環境基本計画に基づいて、市民・事業者・市などが日常生活や事業活動において、環境に配慮すべき事項を示した指針のうち、市の事務事業と、市が行うすべての公共施設の運用において、地球温暖化防止・資源循環に係る職員などの積極的な配慮を促し、環境負荷の低減に寄与するとともに、市の率先的な配慮実践を通じて市民・事業者の意識向上を図るために策定したもの。
環境保全協定	「環境基本条例」に基づき、環境に与える負荷が大きいと思われる市内の事業者と環境保全に関する協定を締結し、事業者による自主的な取り組みを推進する制度。
環境保全条例	現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するために、これまでの産業型公害に対応した公害防止条例を全面改正し、環境基本条例の本旨にのっとり、環境の保全などに関し市の施策や公害の防止のための規制を盛り込んだ。平成21年7月1日施行。
カーシェアリング	複数の人が自動車を共同で保有して、交互に利用すること。個人で所有するマイカーに対し、自動車の新しい所有・使用形態を提唱。走行距離や利用時間に応じて課金されるため、適正な自動車利用を促し、公共交通など自動車以外の移動手段の活用を促すとされる。自動車への過度の依存が生んだ環境負荷の軽減や、交通渋滞の緩和、駐車場問題の解決、公共交通の活性化などが期待される。
共生	異なる種類の生物が、互いに行動や生理（生物に本来備わっている、生きていくための仕組み）活動において互いに密接な関係を保ちながら生活している現象をいう。現在では、こうした生物学的な意味だけでなく、「人間と自然との共生」といった環境保全上の文脈で使われることも多い。ここでは、自然の保護または整備を通じて社会経済活動と自然環境を調和させることと定義されている。
協働	市民と行政が、お互いに共通の目的を達成するために、双方の特性を活かし、役割と責任を自覚して対等な立場で協力し合い、相互に補完し合うことをいう。行政と協働する市民とは、NPOやボランティア活動団体などの市民活動団体、自治会などの地域活動団体、営利を目的としない公益的な活動を行う企業や大学など、市民の生活の向上・改善に結びつくための活動を行う「まちづくり活動団体」のことをいう。（「浦安市協働のガイドライン」より）
近隣騒音	飲食店などの営業騒音、商業宣伝の拡声機騒音、家庭のピアノなどの生活騒音をいう。
グリーンエネルギー	風力、太陽光、水力、地熱、バイオマスなど自然の力を利用したエネルギー。グリーンエネルギーによって発電された電力は、二酸化炭素の排出がほとんどなく、海外からの資源に頼らず発電できるという2つの大きな利点を併せ持っている。
クリーンエネルギー自動車	ガソリンに比べて二酸化炭素や排出ガスが少ないエネルギーを利用して自動車。電気自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車、LPG自動車などがある。
グリーンエネルギー証書	再生可能エネルギーで作ったグリーンな電気、熱が持つ「環境価値」を「証書」化して取引することで、再生可能エネルギーの普及・拡大を支援する仕組み。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
景観計画	「景観法」に基づき、市域全域を対象として、景観形成の基本的な方針、それを達成するために必要な建築物などの規制や誘導に関する考え方や基準などを示した計画。

景観条例	景観計画に定める良好な景観形成を図るため、一定規模以上の建築物の建築などについて、事前協議や届け出の義務づけなどについて定めている条例。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	一定規模以上の建設工事により発生するコンクリートや木材などの特定建設資材について、分別解体及び再資源化などを行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するための法律。
建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）	特定の地域における、井戸による建築物用地下水の採取についての規制を定め、地盤沈下の防止を図ることを目的とした法律。
建物間熱融通	建物間熱融通とは、近接する建物間を配管で接続し、冷暖房用の熱媒（冷水や温水、蒸気）を互いに融通すること。冷暖房の総合的な効率や設備容量の縮小により、省エネ・省CO ₂ やコスト削減効果が期待できる。
公園等里親制度	地域住民や自治会・企業が「里親」となり、公園や緑道などの公共空間を管理、維持していくボランティア制度。
公害	「環境基本法」では、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう」と限定的に定義している。
公共用水域の水質の保全に関する法律、工場排水等の規制に関する法律	昭和33年の本州製紙江戸川工場による悪水放流事件を契機として、「水質汚濁防止法」の原点となった水質二法。「公共用水域の保全に関する法律」は、公共用水域の水質の保全を図るとともに、水質の汚濁に関する紛争の解決に資するために、これに必要な基本的事項を定め、産業の相互協和と公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、「工業排水等の規制に関する法律」は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制することなどにより、公共用水域の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とした。昭和45年に水質二法に代わって、従来の排水規制体制を抜本的に改正した「水質汚濁防止法」が制定された。
工業用水法	特定の地域における、井戸による工業用地下水の採取についての規制を定め、工業の健全な発達と地盤沈下防止を図ることを目的とした法律。
高機能舗装	通常のアスファルトに比べて空隙を多く設けた舗装。この空隙が、自動車走行騒音の低減や、路面の雨水排水に効果を發揮することから、低騒音舗装または排水性舗装とも呼ばれる。
固定発生源	大気汚染物質の発生源は、固定発生源と移動発生源に分けられる。固定発生源としては、工場のボイラー、金属加熱炉などの生産設備と事業場の冷暖房ボイラー、焼却炉がある。移動発生源としては、自動車、船舶、航空機がある。
こどもエコクラブ	地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援する取り組み。「子どもたちの、子どもたちによる、子どもたちのための環境活動」の理念のもと、地域社会の大人たちや地方自治体、企業・団体など幅広い関係者の支援をうけ、環境に興味がある子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的な環境保全活動・環境学習に取り組んでいる。平成22年度までは環境省事業として行われ、平成23年度以降は公益財団法人日本環境協会が事業を引き継いだ。

【サ行】

再生可能エネルギー等	本計画では、以下を総称して「再生可能エネルギー等」と表記する。 <ul style="list-style-type: none">・再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電、中小規模水力発電、地熱発電、太陽熱利用、温度差熱利用など）・再生可能エネルギーの普及、エネルギー効率の飛躍的向上、エネルギー源の多様化に資する新規技術（クリーンエネルギー自動車、天然ガスコージェネレーションシステム、燃料電池など）
三番瀬	三番瀬の海域の範囲は、概ね、西は浦安護岸、北は市川市塩浜地先直立護岸及びふなばし三番瀬海浜公園、東は船橋航路東端、南は浦安護岸突端と習志野市茜浜突端を結ぶ干潮時の水深5m以浅で囲まれる範囲。多くの底生生物や魚類が生息し、その捕食者である鳥類も大量の個体が生息することができる豊かな生態系が成り立っている。この食物連鎖が、自然の浄化作用としての役割を担う。
三番瀬再生計画	三番瀬再生検討会議より提出された三番瀬再生計画案をできる限り尊重しながら、三番瀬再生に関する施策の方向性を示すため、千葉県が策定した計画。三番瀬の再生に関する施策の基本的な方針、構すべき施策や推進方法を定めた基本計画と、基本計画で定める目標の実現に向けた事業計画からなる。
産業型公害	公害のうち事業活動に伴う被害を指す。工場から排出される排煙中の窒素酸化物、硫黄酸化物による大気汚染や酸性雨、工場排水中の各種化学物質による水質汚濁、ダイオキシン、P C B、農薬などの有機塩素化合物による土壤や海水の汚染、また、フロンガスによるオゾン層破壊など多岐にわたる。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、その適正な処理が図られている。
酸性雨	化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で酸化されて硫酸や硝酸となり、それらが雨などに取り込まれて生成する。あるいは、エアロゾル（固体または液体の微粒子が、気体中に多数浮かんでいる物質）の形で直接酸が地上に到達することをいう。ひとつの目安として、pH5.6以下で酸性雨と呼ばれ、湖沼や土壤を酸性化し、魚類や植物に多大な影響を与える。
指定ごみ袋	ごみ減量と再資源化の推進などを目的に市が指定する、ごみを収集するための袋。平成17年度からは、家庭系の燃やせるごみと燃やせないごみを、市が指定した透明または半透明の袋により収集するとともに、レジ袋の一層の削減を目的とするため、買物袋の持参を促進する「マイバッグ運動」も合わせて推進している。
持続可能な社会	平成4（1992）年の地球サミットにおいて確認された「持続可能な開発（Sustainable Development）」の考え方を踏まえて提唱された“めざすべき社会のあり方”の概念。「持続可能な開発」とは、「人々の生活の質的改善を、その生活基盤となっている各生態系の受容能力限界内で、生活しつつ達成することである。」とされている。国の第四次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）では、持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけた。
ジクロロメタン	金属部品などの加工段階で用いた油の除去などに使われるほか、各種の溶剤などとして使われている。

自己宣言	ISO14001規格に基づく環境マネジメントシステムを構築した組織が、第三者審査機関の審査に頼らず、独自の手法で環境マネジメントシステムが確立していることを示すもの。
自然共生社会	人類の生存基盤である生態系を守るという観点からは、生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また、さまざまな自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。
シックハウス症候群	住宅建材や家具から放散される化学物質などが原因で頭痛、目の痛みなどの症状が現れること。接着剤や合板などに含まれるホルムアルデヒド、有機溶剤に含まれるトルエン、キシレン、防虫剤に含まれるパラジクロロベンゼンなどが原因物質と考えられている。
循環型社会	天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会。従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型社会に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12年に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義された。同法は、循環型社会を構築する方法として、(1)ごみを出さない、(2)出たごみはできるだけ利用する、(3)どうしても利用できないごみはきちんと処分するの3つを提示している。
処理区域	「下水道法」に基づき、公共下水道により下水を排除することができ、その下水を終末処理場により処理することができる地域。
振動規制法	工場及び事業場における事業活動ならびに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。
新町地域	日の出、明海、高洲地区の総称。
新電力 (P P S・特定規模電気事業者)	既存の大手電力会社（東京電力、中部電力、関西電力等）とは異なる電気事業者のこと。電力の小売全面自由化が始まる前の平成28年3月までは、「契約電力が50kW以上の需要家に対して、一般電気事業者が有する電線路を通じて電力供給を行う事業者（いわゆる小売自由化部門への新規参入者（P P S））」を指していた。
親水性	河川などの水辺が身近にあり、水に親しむことのできる自然環境。親水性には「水辺に直接ふれられる」「より身近に親しめる」「良好な視認性」などの意味を含む。
人工排熱	空調機器や自動車などから面的に排出される熱、工場や火力発電所、ごみ焼却場からの排熱などの総称。都市の大気を暖め、ヒートアイランド現象を引き起こす主要な原因の1つとなっている。対策としては、省エネの促進や排熱利用などにより都市の排熱総量を削減していくことが重要とされている。
水際線整備構想	三方を海と河川に囲まれた「水際（すいさい）」の都市である特徴を生かし、市民が豊かな水際線を再認識し、身近に感じができるような整備・活用の方向性を定めた本市の構想。構想の実現を図るために、海岸・河川管理者などの関係機関との協議・調整を進めるとともに、市民や民間事業者などの活力を生かしながら、協働で取り組みを進めている。平成22年3月策定。

水質汚濁防止法	事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制などを定めることにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とした法律。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されている。
生活型公害	自動車交通公害、生活排水、近隣騒音など、市民の日常生活や通常の事業活動が原因となって発生する公害。
生態系	ある地域にすむすべての生物とその地域内の大気、水、土などの無機的環境をひとまとめにして捉えた系。
生物多様性	地球上には、3,000万種ともいわれる生物が生息しており、その一つひとつに個性があり、すべて直接に、間接的に支えあって生存している。生物多様性とは、こうした生物の豊かな個性とつながりを表す概念。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。
精密水準点	地盤沈下の状況を監視するために設置された水準点。毎年、定点の標高を高精度測量により観測し、前年度からの変動（差）を求めて、地盤沈下の進行を監視している。国土地理院が全国規模で観測しているほか、特定の都道府県で実施している。
潜熱回収ボイラー	燃焼ガスに含まれる水蒸気の潜熱も利用することで、大幅な熱効率の向上を図るボイラー。
全りん (T-P)	水中に含まれる無機、有機のリン化合物の総量をいう。りんは、窒素と共に富栄養化の原因物質とされている。
全窒素 (T-N)	水中に含まれる窒素化合物の総量をいう。窒素は、りんと共に富栄養化の原因物質とされている。
全熱交換器	屋外に排気する冷房・暖房空気の熱エネルギーを再利用するもので、省エネルギー設備として非常に有効な設備。
創エネルギー	自然エネルギーを利用してクリーンなエネルギーをつくること、あるいはエネルギー源の多様化・分散化に寄与することで環境、エネルギー供給システムに貢献するという考え方。
窓用省エネフィルム	建築物の窓ガラスに貼付するフィルム。日差しや紫外線を遮蔽して冷房効率を高めると同時に、暖房時には室内からの熱流出を減らすことが可能で、年間を通しての省エネ効果を有する。
総合計画	本市が目指すまちづくりの基本目標や将来都市像を明らかにし、市民と行政が一体となって計画的にまちづくりを推進していくための基本指針とするために策定したもの。「基本構想」と「基本計画」により構成され、ともに平成32年度を計画目標年度としている。
騒音規制法	工場及び事業場における事業活動ならびに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音にかかる許容限度を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

【タ行】

第4次
浦安市地球温暖化対
策実行計画
(事務事業編)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の第1項に基づき、本市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の抑制などの措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした計画。平成33年度を計画目標年度とし、平成28年度に第4次計画を策定した。

窒素酸化物 (NO_x)

物が燃える際には、空気中の窒素や物に含まれる窒素化合物が酸素と結合して窒素酸化物 (NO_x) が必ず発生する。発電所や工場のボイラー、及び自動車エンジンなど高温燃焼の際に一酸化窒素 (NO) が発生し、これはまた酸化されて安定な二酸化窒素 (NO₂) となり大気中に排出される。この一酸化窒素と二酸化窒素とを合わせて窒素酸化物と呼ぶ。窒素酸化物は人の健康に悪影響を与えるおそれがある。

長寿命化対策

施設や設備の一部を再建設あるいは取り替えることによって使用期間を延ばすこと。

低公害車

窒素酸化物 (NO_x) や粒子状物質 (PM) などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車。

低炭素社会

二酸化炭素などの温室効果ガスを大幅に削減した社会。究極的には、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる社会を目指すものである。

電波障害

通信機器や電子機器から放射される電波 (もしくは高周波電流) が別の電子機器の動作に影響を及ぼす現象。

都市・生活型公害

従来の産業活動により発生する公害とは異なった形態の日常生活に起因して発生している公害。生活排水による水質汚濁、自動車排出ガスによる大気汚染、近隣騒音や電波障害などがある。

都市計画マスター
プラン

「都市計画法」に基づいて、市民の意見を反映させた長期的な都市づくりの考え方を定めたもの。本市においては平成15年3月に策定、平成25年7月に改定した。

土壌汚染対策法

土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めることにより、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的とした法律。

東京湾奥部海域環境
創造事業

東京湾口航路（中ノ瀬航路）の浚渫（しゅんせつ）により発生する土砂を海域環境創造に有効に活用し、覆砂などにより、東京湾奥部の海域環境の保全・再生及び創造を目的とした事業。

特に水鳥の生息地と
して国際的に重要な
湿地に関する条約
(ラムサール条約)

国際的に重要な湿地及び水鳥など湿地特有の動植物の保全と賢明な利用を図るため、昭和46年に採択、昭和50年に発効した条約。日本は昭和55年に加入了。各国が条約で定められた国際的な基準に従って湿地の指定と登録を行い、登録湿地の保全、人為的干渉による変化などの情報の通報、湿地への自然保護区の設定と水鳥の保全などについて協力することを定めている。

特定化学物質の環境
への排出量の把握等
及び管理の改善の促
進に関する法律
(P R T R 法)

有害性のあるさまざまな化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理を改善し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的とした法律。

特定外来生物 外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から、特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律（外来生物法）に基づき指定された生物。個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。指定された生物は、飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いが規制される。

【ナ行】

中町地域 海楽、東野、美浜、入船、富岡、今川、弁天、舞浜二・三丁目地区の総称。

二酸化炭素（CO₂） 地球大気中では微量であるが、温室効果を持ち、地球の平均気温を15℃に保つのに寄与してきた。大気中濃度は、産業革命以前280ppm程度であったが、産業革命以降、化石燃料の燃焼、吸収源である森林の減少などによって、年々増加し、今日では400ppm程度にまで上昇し、なおも増加しており、地球温暖化の最大の原因物質として問題になっている。

二酸化窒素（NO₂） 物が燃える際に、空気中の窒素や物に含まれる窒素化合物が酸素と結合して生成する窒素酸化物（NO_x）のひとつ。窒素酸化物によって汚染された空気を吸い続けると、人の健康に悪影響を与えるおそれがある。濃度によって影響は異なるが、低い濃度の二酸化窒素を長い間吸った場合は、せきやたんが出やすくなるなど呼吸器に影響を生じ、高い濃度になると数時間のうちに鼻やのどさらには胸が痛み、呼吸が困難になることもある。

二酸化硫黄（SO₂） 硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。二酸化硫黄は人の健康に影響を及ぼす他、酸性雨の原因物質もある。

【ハ行】

廃棄物処理施設中長期整備計画 廃棄物処理施設の老朽化に伴う大規模補修工事や次期廃棄物処理施設建設に至るまでの中長期にわたる基本的な施設整備計画を検討し、廃棄物処理施設の整備に関する諸施策を円滑に推進するために平成16年9月に策定した計画。

光害 照明に関して、安全性及び効率性の確保ならびに景観及び周辺環境への配慮などが十分になされていない状況、またはそれによる悪影響。

微小粒子状物質 浮遊粒子状物質（SPM）のうち、粒径 $2.5\text{ }\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m}=1000\text{ 分の }1\text{ mm}$ ）以下の小さなものの。健康への影響が懸念されている。

人の健康の保護に関する環境基準 環境基本法に基づく基準で、前身の公害対策基本法に基づいて、昭和46年に定められた、公共用水域の水質保全行政の目標として達成し維持されることが望ましい水質汚濁に係る環境基準のひとつ。水質環境基準には、人の健康の保護に関する基準（健康項目）及び生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）の2つがある。平成5年3月に改正された水質環境基準において、各種有害物質の基準値が全国一律の値として示された。人の健康の保護に関する基準（健康項目）に関しては、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1, 4-ジオキサンの27項目について環境基準が定められている。

浮遊粒子状物質（SPM） 大気中に浮遊する粒子状の物質【浮遊粉じん、エアロゾル（固体または液体の微粒子が気体中に比較的安定して浮遊し存在している状態）など】のうち、粒径が $10\text{ }\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m}=1000\text{ 分の }1\text{ mm}$ ）以下のものをいう。

復興計画	東日本大震災からの復旧・復興に取り組むための方針として、平成24年3月に策定した計画。震災からの復旧、復興に向けた取り組みを緊急かつ優先的に進めていく必要があることから、第2期基本計画を補完する計画として位置づけている。
放射性物質	放射線を発する能力（放射能）を有する物質。放射線とは、電磁波や運動している粒子で、物質の密度の大小によっても異なるが、同物質を通過する能力をもったものをいう。
本州製紙江戸川工場 悪水放流事件	昭和33年に本州製紙江戸川工場の悪水放流により被害を受けた浦安の漁民が、同工場に乱入して起きた大乱闘事件で「悪水放流事件」「黒い水事件」とも呼ばれる。これを契機として、国は「公共用水域の水質の保全に関する法律」と「工場排水等の規制に関する法律」を制定した。

【マ行】

水と緑のネットワーク	公園、緑地の整備を図ると同時に、公園を結ぶ沿道の緑化や緑地、海岸、河川などの空間を保全し、うるおいのある緑豊かな環境の創出を図ること。
緑の基本計画	「都市緑地法」に基づき、市が中長期的な観点に立って市民とともに策定する、都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画。
元町地域	当代島、北栄、猫実、堀江、富士見地区の総称。

【ヤ行】

要請限度	環境省令で定められた道路交通騒音・振動の限度とされる値。この値を超えた場合は、道路管理者などに対して改善措置を要請することができる。
------	--

【ラ行】

緑化協定	「みどりを育てる条例」及び「宅地開発事業等に関する条例」に基づき工場・事業所・住宅用地等を対象として、敷地内に設置した緑地の保全や創出するために、市・事業者による緑化協定を締結する協定。
路面温度の上昇を抑制する舗装	遮熱性舗装、保水性舗装、透水性舗装を指す。 遮熱性舗装…太陽光に含まれる近赤外線を反射する遮熱材を舗装表面に塗り、温度上昇を抑制する舗装。 保水性舗装…アスファルトに保水材を充填して水を蓄え、蒸発する際の気化熱で路面温度を下げる舗装。 透水性舗装…舗表面の空隙から雨水を地中に浸透させる舗装。地中の水分が蒸発する際に路面温度を下げる効果がある。

平成30年版 浦安市環境基本計画年次報告書

平成31年1月発行

浦安市環境部環境保全課

〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

Tel (047) 352-6481 (直通)

Fax (047) 381-7221

市ホームページ <http://www.city.urayasu.lg.jp>